

様式第3号(第8条関係)

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

プロポーザル選定委員会 委員長

1 業務概要

(1) 業務名 三芳町観光PR業務委託

(2) 業務目的

本業務は、世界農業遺産認定やガーデンツーリズム登録など三芳町が有する地域資源を活用した町の観光事業を町内外へPRし、町への観光誘客を促進し且つ町の観光消費額の増大を図ることを目的とする。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月21日まで

(4) 業務内容 三芳町観光PR業務委託仕様書による

(5) 委託予定額 上限予算額 1,550千円(税込)

(6) 業務実施上の条件

提案者は、旅行業法に基づく第一種旅行業または第2種旅行業の登録を有していること

(7) 業務所管課 三芳町観光産業課

(8) その他必要事項 なし

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

参加申込書(様式第6号) 1部

提案者概要・技術資料(様式第13号) 1部

※技術資料における「実績」は3件を上限とする。

(2) 参加申込書作成に関する質問・回答

ア 質問は質問書により、電子メールで送付するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話・FAX 番号、メールアドレスを記載するものとする。

- イ 提出先メールアドレス:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp
- ウ 質問受付期限:令和6年2月19日(月)午後5時まで
- エ 質問に対する回答は、令和6年2月20日(火)までに、町ホームページで公表するものとする。

(3) 参加申込書等の提出期限及び方法

- ア 提出期限:令和6年2月22日(木)午後5時まで
- イ 提出先メールアドレス:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp
- ウ 提出方法:上記メールアドレスにPDFデータを提出する。

(4) 参加申込の資格要件

- ア 対象業務(大分類:その他業務、小分類:旅行代理業務)における三芳町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者。
- エ 過去5年間に、本業務と同種または類似の業務経験を有していること。ただし、三芳町内に本・支店を有する事業者は除く。

(5) 提案者の決定

参加申込者のうち(4)の参加申込の資格要件を満たす者は原則、提案者とする。ただし、参加資格を満たすと判断される事業者が6者以上であった場合、参加申込書および提案者概要・技術資料等を審査し、上位5者を提案者と決定する。提案者に選定された参加申込者にはプロポーザル選定委員会から通知する。

3 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

任意様式による提案書(A4版) 正本1部、副本7部

※副本には業者名をいれないこと

上記提案内容の電子データ(PDFデータ) 1部

見積書(様式任意) 1部

※別紙仕様書に基づき提案書を作成すること。

※提案内容の電子データは、DVD-R等の電子媒体によるものとする。

(2) 記載上の留意事項

以下の項目内容を提案書に必ず記載すること。

項目	記載内容
1 実施体制 業務実績 業務遂行力 等	・実施、取組方針 ・実施スケジュール ・事業実施時の安全対策 ・過去5年間の同種・類似業務の実績
2 日帰りバスツアー	ガーデンツーリズム、世界農業遺産等を活用した魅力あるツアーの企画・運営を提案すること。
3 観光PR方法	様々な町の観光資源(特産品を含む)を効果的に宣伝し町の観光の魅力を広くPRするための手法を提案すること。
4 観光のまちづくりのための仕組みづくりの提案	将来の観光のまちづくりに向けた新たな賑わいなど仕組みの提案をすること。
5 その他仕様書に定めない独自提案	仕様書に記載のない町の観光促進の提案など

(3) 提案書の作成に関する質問書・回答

- ア 質問は質問書により、電子メールで送付するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。
イ 提出先メールアドレス:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp
ウ 質問受付期限:令和6年2月29日(木)午後5時まで
エ 質問に対する回答は、令和6年3月6日(水)までに町ホームページで公表するものとする。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限:令和6年3月13日(水)午後5時まで
イ 提出場所:埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
ウ 提出方法:持参もしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(5) 提案内容の審査

審査は提出いただいた提案書類等による審査とする。ただし、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。

- ア 審査日:令和6年3月22日(金)
イ 審査場所:三芳町役場本庁舎3階303会議室
※プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、3月19日(火)までに提案者へ通

知するものとする。

(6) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行力等に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行力	提案者の業務遂行能力	提案者の同種又は類似業務の実績数
従事者予定者の業務実績	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	従事予定者の主な業務実績
実施体制	業務遂行するために必要な実施体制を有しているか	従事予定者数等
従事予定者保有資格	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	従事予定者の保有資格

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務内容の理解度	仕様書に記載した業務内容を理解し提案されているか	業務実施方針の内容
提案内容の妥当性	具体性、妥当性の高い実施手順・工程となっているか。 実施スケジュールに無理がなく、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。	実施スケジュールおよび工程表、課題に対する取組み手法など
日帰りバスツアー	・町の観光資源を活用した魅力あるツアー内容となっているか。 ・今後も継続して実施できるツアー内容になっているか。	ツアーの企画内容
観光PR方法	・町内外への効果的なPR・情報発信の方法が提案されているか。 ・町の特産品をはじめ、町の観光の魅力をPRする独自性のある手法が提案されているか。 ・町への観光誘客の促進、町の観光消費額の増大に繋がる提案となっているか。	観光PR方法の提案
観光のまちづくりのための仕組みづ	将来の観光のまちづくりに向けた新たな賑わいなど仕組みづくりとして	観光のまちづくりに向けた今後の仕組みづくりの具体性や

くりの提案	具体的な提案がなされているか。	実現性の有無
その他仕様書に定めない独自提案	町の観光促進における魅力的な提案があれば考慮するもの。	仕様書に記載のない独自提案

ウ 参考見積価格

評価項目	評価の視点	評価の指標
見積書	価格の競争性・妥当性	参考見積価格

エ 提案資料の評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	提案内容が具体的かつ論理的に記載されているか。	提案資料の内容
資料調整能力	資料が見やすく纏められているか。	

(7) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会を経て、提案者を内定する。

(8) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

7 提案の内定者に関する事項

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。そして、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を内定者と随意契約により契約を締結する。

8 本公表内容についての問い合わせ先

三芳町観光産業課・商工観光担当
〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
TEL:049-258-0019(内線214)
e-mail:kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

9 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができない。

- (2) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された提案書は返却しない。なお、不採用となった提案書は当該業務契約の締結後に廃棄するものとする。
- (6) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (8) 当該業務は令和6年度予算事業であるため、地方自治法第211条の規定による議会の議決を得た後に令和6年度予算が確定した場合を前提とする。

以上